# 宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、宮城県犯罪被害者等支援条例（令和５年宮城県条例第４４号）第２４条の規定に基づき、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　協議会の構成は、別表のとおりとする。

２　協議会の目的に賛同する関係行政機関、民間団体、事業者、学識経験者等は、協議会の承認により本会に加入することができる。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は宮城県知事、副会長は宮城県環境生活部長、宮城県警察本部長及び仙台市市民局長とする。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代行する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は会議を主宰し、議長となる。ただし、議長に事故あるときは、議長が指定した者をもって充てる。

３　会長は、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する個人又は団体に対し、協議会への出席を求めることができる。

（会議録の作成）

第５条　協議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

（１）　開催日時及び場所

（２）　出席者の氏名

（３）　会議に付議した事案の件名

（４）　議事の概要

（５）　その他必要な事項

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

（雑則）

第７条　この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要領は、令和６年５月２３日から施行する。

別表

# 宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体等

| | | |
|---|---|---|
| 国 | 1 | 宮城刑務所 |
| | 2 | 東北少年院 |
| | 3 | 青葉女子学園 |
| | 4 | 仙台地方検察庁 |
| | 5 | 法務省東北矯正管区 |
| | 6 | 法務省仙台法務局人権擁護部 |
| | 7 | 法務省東北地方更生保護委員会 |
| | 8 | 法務省仙台保護観察所 |
| | 9 | 厚生労働省宮城労働局 |
| | 10 | 国土交通省東北運輸局 |
| (12) | 11 | 第二管区海上保安本部 |
| | 12 | 宮城海上保安部 |
| 宮 | 13 | 総務部私学・公益法人課 |
| | 14 | 企画部地域交通政策課 |
| | 15 | 環境生活部共同参画社会推進課 |
| | 16 | 環境生活部消費生活・文化課<br>消費生活センター |
| | 17 | 保健福祉部社会福祉課 |
| | 18 | 保健福祉部長寿社会政策課 |
| | 19 | 保健福祉部子ども・家庭支援課 |
| | 20 | 保健福祉部障害福祉課 |
| | 21 | 保健福祉部精神保健推進室 |
| 城 | 22 | 中央児童相談所 |
| | 23 | 北部児童相談所 |
| | 24 | 東部児童相談所 |
| | 25 | 女性相談支援センター |
| | 26 | 精神保健福祉センター |
| | 27 | 経済商工観光部雇用対策課 |
| 県 | 28 | 経済商工観光部国際政策課 |
| | 29 | 土木部住宅課 |
| | 30 | 教育庁義務教育課 |
| | 31 | 教育庁高校教育課 |
| (21) | 32 | 教育庁特別支援教育課 |
| | 33 | 労働委員会事務局審査調整課 |

| | | |
|---|---|---|
| 仙台市 | 34 | 市民局市民活躍推進部男女共同参画課 |
| | 35 | 市民局生活安全安心部市民生活課 |
| | 36 | 市民局生活安全安心部消費生活センター |
| | 37 | 健康福祉局地域福祉部保護自立支援課 |
| | 38 | 健康福祉局障害福祉部<br>精神保健福祉総合センター |
| | 39 | こども若者局子育て支援推進部<br>子育て安心課 |
| | 40 | こども若者局子育て支援推進部<br>こども若者相談支援センター |
| | 41 | こども若者局児童相談所 |
| | 42 | 文化観光局交流企画課 |
| (11) | 43 | 教育局学校教育支援部児童生徒安心課 |
| | 44 | 教育局学校教育支援部多様な学び支援課 |
| 団体等 | 45 | 公益社団法人<br>宮城県医師会 |
| | 46 | 一般社団法人<br>宮城県精神保健福祉協会 |
| | 47 | 公益財団法人<br>宮城県暴力団追放推進センター |
| | 48 | 公益社団法人<br>みやぎ被害者支援センター |
| | 49 | 社会福祉法人<br>宮城県社会福祉協議会 |
| | 50 | 社会福祉法人<br>仙台市社会福祉協議会 |
| | 51 | 社会福祉法人<br>仙台いのちの電話 |
| | 52 | 独立行政法人<br>自動車事故対策機構仙台主管支所 |
| | 53 | 東北大学病院精神科 |
| | 54 | 宮城県警察医会 |
| | 55 | 宮城県医療ソーシャルワーカー協会 |
| | 56 | 仙台弁護士会 |
| | 57 | 日本司法支援センター宮城地方事務所 |
| | 58 | 一般社団法人<br>宮城県公認心理師・臨床心理士協会 |
| (16) | 59 | 宮城県市長会 |
| | 60 | 宮城県町村会 |
| 事業者 | 61 | 公益社団法人<br>宮城県宅地建物取引業協会 |
| (2) | 62 | 宮城県葬祭業協同組合 |
| 警察本部 | 63 | 警務部警務課 |
| | 64 | 生活安全部生活安全企画課 |
| | 65 | 生活安全部県民安全対策課 |
| | 66 | 生活安全部少年課 |
| | 67 | 刑事部捜査第一課 |
| | 68 | 刑事部捜査第三課 |
| (8) | 69 | 刑事部組織犯罪対策局<br>組織犯罪対策第一課 |
| | 70 | 交通部交通指導課 |

| | |
|---|---|
| 合計 | 70機関・団体 |